

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第3項の規定に基づき、小郡市立学校給食センター整備運営事業に係る変更事業契約の内容を公表します。

令和 8 年 4 月 6 日
小郡市長 加地 良光

1. 公共施設等の名称及び立地

名称 小郡市新学校給食センター

立地 福岡県小郡市大保 1476 番地・1474 番地

2. 契約の相手方

名称 PFI 小郡市スクールランチ株式会社

所在地 福岡県小郡市松崎 537 番地 3

代表者 代表取締役 脇本 実

3. 変更内容

- (1) 原契約書表書き「4」に定める契約金額を次のとおり変更する。

【変更前】

金 4, 238, 330, 672円

【変更後】

金 4, 255, 944, 672円

- (2) 原契約書別紙7「1 サービス対価の構成」「(1) 施設整備費」に定める②割賦料における元本の金額を次のとおり変更する。

【変更前】

539, 353, 623円

【変更後】

554, 165, 213円

- (3) 原契約書別紙7「3 サービス対価の改定」「(1) 割賦料の改定方法」に定める②物価の変動に基づくサービス対価の変更」を次のとおり変更する。

【変更前】

ア 令和 5 年 11 月の指標と契約締結の月から 12 箇月を経過した月の指標を比較し、1.5%以上の物価変動がある場合は、市及び受託者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことが出来る。改定を行う場合の方法は、次のとおりとす

る。

・ $|(Pt/Po) - 1| \geq 0.015$ の場合、

契約締結の月から 12 箇月を経過した月の割賦料（改定後）

= 契約締結時点の割賦料 $\times (Pt/Po)$

上記 Pt/Po の値につき、小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

物価変動の指標は「建物物価」（一般財団法人建設物価調査会）の建築費指数における「都市別指数(福岡):工場S」の「工事原価」とする。

また、以下の内容については物価の変動に基づくサービス対価の変更の対象外とする。

- ・事前調査業務及び関連業務
- ・設計業務及び関連業務
- ・融資組成手数料
- ・その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等
- ・建設費のうち基礎杭に関する費用

【変更後】

ア 令和5年 11 月の指標と契約締結の月から 12 箇月を経過した月の指標を比較し、1.5% 以上の物価変動がある場合は、市及び受託者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことが出来る。改定を行う場合の方法は、次のとおりとする。

・ $|(Pt/Po) - 1| \geq 0.015$ の場合、

契約締結の月から 12 箇月を経過した月の割賦料(改定後)

= 契約締結時点の割賦料 $\times (Pt/Po)$

上記 Pt/Po の値につき、小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

物価変動の指標は「建物物価」（一般財団法人建設物価調査会）の建築費指数における「都市別指数(福岡):工場S」の「工事原価」とする。

また、以下の内容については物価の変動に基づくサービス対価の変更の対象外とする。

- ・事前調査業務及び関連業務
- ・設計業務及び関連業務
- ・融資組成手数料
- ・その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等
- ・建設費のうち基礎杭に関する費用及びアスベスト除去に関する追加費用